個人ローン

2022年11月1日現在

商　品　名 （愛　称）	しんきん個人ローン

ご利用 いただける方	1．年齢が満18歳以上の方 2．安定した収入がある方 派遣社員・パートの方の収入については、「年収が150万円以上ある方」または「年収が90万円以上でご家族と同居している方」が基準となります。 3．一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 4．当金庫の会員となれる方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていただかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使いみち	1．健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当する資金（事業性資金は除きます。） ① お申込人またはお申込人のご家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ・結婚式・葬儀費用 、墓石・耐久消費財購入資金、その他物品購入資金、海外旅行資金、公的資格取得費用等 ※お申込時点で支払日から1ヶ月以内のものに限り、支払済み資金も可です。 ② お申込人が上記①を資金使途として当金庫からお借入いただいた消費者ローン（借換え直前3ヶ月のご返済で3営業日以上の履行延滞が1度もない場合に限ります。）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 2．株式取得資金、投機的な性格の資金、転貸資金、旧債返済資金（上記②を除きます。）等は対象外となります。詳しくは、当金庫本支店の窓口までお問い合わせください。
ご融資限度額	1万円以上500万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3ヶ月以上10年以内
ご融資利率	1．変動金利・固定金利のいずれかを選択できます。 ①〔固定金利型〕　固定金利は期間8年以内 イ．お借入時の利率は、返済終了時まで適用いたします。 ただし、金利情勢により金利が変動する場合があります。 ②〔変動金利型〕　変動金利は期間10年以内 イ．お借入時の当金庫所定の基準金利とします。 ロ．お借入後の利率は、基準金利（当金庫長期プライムレート）の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。毎年4月1日・10月1日現在の当金庫基準金利を基準として、年2回見直しを行い、翌々月返済分から新利率が適用されます。 ハ．お借入期間中に固定金利への変更はできません。 2．金利については窓口でお問い合わせください。
ご返済方法	1．毎月元金均等・元利均等の2種類のご返済方法があります。元金返済据置期間は6ヵ月以内。 2．ボーナス併用も可能です。ただしボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内です。
保証人・担保	1．保証人・担保は不要です。 2．一般社団法人しんきん保証基金の保証制度をご利用いただきます。
手数料等	1．保証料は、ご融資利率に含まれています。 2．返済条件を変更する場合には、当金庫所定の手数料が必要です。

敦賀信用金庫

個人ローン

2022 年 11 月 1 日現在

商　品　名 （愛　称）	しんきん個人ローン

ご 用 意 いただくもの	1．共通書類等 ①公的所得証明書等(ご融資金額100万円以下の場合、年収確認書類は不要です。) ②本人確認書類（運転免許証（表裏） ※申込人が運転免許証を取得していない場合は、次のいずれかをご提出いただきます。 ・パスポート　・マイナンバーカード（表のみ）・運転経歴証明書（表裏） ③普通預金のお取引印鑑 2．資金使途が確認できる書類 ①見積書、注文書、請求書、工事請負契約書等 ②「お使いみち 1.②」の借換え資金使途の場合、融資残高および当初の資金使途が確認できる書類 3．振込依頼書(写) 原則、支払先に振込するための振込依頼書(写)が必要です。 4．その他 上記以外の書類をお願いする場合があります。
苦情処理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0770－22－9431）、苦情等は、営業店または総務部（9時～17時、電話：0770－22－9430）にお申し出ください。
紛争解決措置	福井弁護士会（電話：0776－23－5255）、金沢弁護士会（電話：076－221－0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
そ　の　他	1．ご融資金は、可能な限り振込みをしていただきます。 2．お申込みに際しましては、当金庫および保証会社の審査をさせていただきます。その審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 3．現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

敦賀信用金庫